

監理技術者等の専任特例等について

建設業法26条第3項ただし書き及び26条の5の規定の適用を受ける監理技術者等の配置について以下の通り取り扱います。

建設業法26条第3項ただし書き第一号による場合を「専任特例1号」、同項第二号による場合を「専任特例2号」とします。

●専任特例1号の要件【営業所技術者等の兼務要件は【】内を適用する】

以下の要件をすべて満たす監理技術者等【営業所技術者等】は専任を要する工事を兼務できます。

- ・請負金額（税込）1億円未満（建築一式工事は2億円未満）の工事であること。
工事途中で1億円（建築一式工事は2億円）以上となった場合はそれ以降は専任特例を活用できない。
- ・工事現場間【営業所と工事現場】の距離が、1日で巡回可能かつ移動時間がおおむね片道2時間以内。
- ・下請け次数が3を超えていないこと。
- ・専門工事（管工事、電気工事を除く）で、主たる工種について下請契約していないこと。
- ・監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を置くこと。
(土木一式工事又は建築一式工事の場合は同業種の実務経験が1年以上ある者)
- ・CCUS等により、監理技術者等が遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じていること。
- ・人員の配置の計画書を作成し、現場着手前に監督員に提出したうえで、工事現場毎に備えおくこと。
- ・映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン等）の設置。
当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- ・兼務する工事件数は2件【営業所技術者等と兼務する工事件数は1件】を超えないこと。
- ・調査基準価格を下回って応札していないこと。

●専任特例2号（旧特例監理技術者）の要件

以下の要件をすべて満たす監理技術者は専任を要する工事を兼務できます。

- ・予定価格（税抜）1億円未満（建築一式工事は2億円未満）の工事であること。
- ・工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で配置すること。
- ・専門工事（管工事、電気工事を除く）で、主たる工種について下請契約していないこと。
- ・同一の特例監理技術者が兼任できる工事の数は、本工事を含め同時に2件以内であること。
- ・同一の特例監理技術者が兼任できる工事双方の工事場所は、同一の建設部管内であること。
ただし、営繕工事においては同一のブロック（紀北、紀中、紀南）※であること。
(※) 紀北：海草・那賀・伊都 紀中：有田・日高 紀南：西牟婁・串本・新宮
- ・調査基準価格を下回って応札していないこと。

●専任特例1号、専任特例2号、営業所技術者等及び監理技術者補佐に求める要件等

より詳細な求める資格及び配置に関する要件等については、入札公告、各工事の特記仕様書及び監理技術者制度運用マニュアルを参照してください。

監理技術者制度運用マニュアル

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html

●適用日

令和7年1月1日以降に適用することとし、適用日以前に請負契約を行った工事にも適用する。

配置条件等については別紙特記仕様書（案）をご確認ください。

特記仕様書（案）

監理技術者等の専任特例 1 号について

本工事において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書第一号の規定の適用を受ける監理技術者等の配置を行う場合（以下、「専任特例 1 号」という。）は、監理技術者制度運用マニュアルに定められる資格要件等を満足するものとし、かつ以下の要件をすべて満たすこと。

1. 各工事の請負金額が 1 億円未満（建築一式工事は 2 億円未満）であること。
2. 工事の工事現場間の距離が、同一の監理技術者等がその 1 日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ当該工事現場と他の工事現場との間の移動距離がおおむね片道 2 時間以内であること。
3. 下請け次数が 3 を超えていないこと。
4. 当該建設工事に置かれる監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下、「連絡員」という。）を現場に置くこと。

土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事と同業種の建設工事に関し、1 年以上の実務経験を有するものであること。

5. CCUS 等により、監理技術者等が遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じていること。
6. 人員の配置の計画書（別添様式 1）を作成し、現場着手前に監督員に提出したうえで、工事現場毎に備えおくこと。
7. 監理技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン等）が設置され、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
8. 兼務する工事の数は 2 件を超えないこと。
9. 同一の監理技術者等が兼任できる工事の工事種別及び発注機関（公共・民間等）については問わない。
10. 専門工事（管・電気工事を除く）で、主たる工種について下請契約していないこと。
11. 調査基準価格を下回る価格で応札していないこと。

本工事又は兼任する他の工事で専任特例 1 号を適用する場合は、監理技術者等（専任特例 1 号）の配置届出書を提出すること。

工事途中において、請負金額が 1 億円（建築一式工事の場合は 2 億円）以上となった場合や下請け次数が 3 を超える場合等、要件を満たさなくなった場合は、それ以降監理技術者等を工事毎に専任で配置しなければならない。

特記仕様書（案）

監理技術者の専任特例 2 号について

本工事において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書第二号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合（以下、「専任特例 2 号」という。）は、監理技術者制度運用マニュアルに定められる資格要件等を満足するものとし、かつ以下の要件をすべて満たすこと。

1. 各工事の予定価格（税抜）が 1 億円未満（建築一式工事は 2 億円未満）であること。
2. 建設業法第 26 条第 3 項ただし書第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。なお、専任で配置する監理技術者補佐は直接的かつ恒常的な雇用関係（配置の日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係）があること。
3. 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法 27 条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
4. 同一の監理技術者が兼任できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。
なお、兼任する工事の工事種別並びに発注機関（公共・民間等）は問わない。
5. 監理技術者が兼任できる工事は、工事場所が本工事の工事場所と同一の建設部管内（（※建設部ごとに該当する市町村名を記載すること。）〇〇市、〇〇町、〇〇町、・・・）でなければならない。
6. 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
7. 監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制であること。
8. 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。（施工計画書への記載）
9. 専門工事（管・電気工事を除く）で、主たる工種について下請契約していないこと。
10. 調査基準価格を下回る価格で応札していないこと。

本工事又は兼任する他工事で専任特例 2 号を適用する場合は、監理技術者（専任特例 2 号）の配置届出書を提出するとともに、監理技術者補佐の資格等について、本工事の「技術提案作成要領」に定められた保有資格に関する書類を提出し発注機関の承諾を得ること。

本工事において、監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置の必要がなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

なお、この場合における技術者の変更は、工期途中での途中交代に該当しない。

特記仕様書（案）

営業所技術者等の監理技術者等との兼務について

本工事において、建設業法第 26 条の 5 の規定による場合の営業所技術者等と監理技術者等の兼務については、監理技術者制度運用マニュアルに定められる資格要件等を満足するものとし、かつ以下の要件をすべて満たすこと。

1. 各工事の請負金額が 1 億円未満（建築一式工事は 2 億円未満）であること。
2. 営業所と工事現場間の距離が、同一の監理技術者等がその 1 日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ当該工事現場と他の工事現場との間の移動距離がおおむね片道 2 時間以内であること。
3. 下請け次数が 3 を超えていないこと。
4. 当該建設工事に置かれる監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるためのもの（以下、「連絡員」という。）を現場に置くこと。
土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事と同業種の建設工事に関し、1 年以上の実務経験を有するものであること。
5. CCUS 等により、監理技術者等が遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じていること。
6. 人員の配置の計画書（別添様式 1）を作成し、現場着手前に監督員に提出したうえで、工事現場に備えおくこと。
7. 監理技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン等）が設置され、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
8. 兼務する工事の数は 1 件以下であること。
9. 同一の監理技術者等が兼任できる工事の工事種別及び発注機関（公共・民間等）については問わない。
10. 専門工事（管・電気工事を除く）で、主たる工種について下請契約していないこと。
11. 調査基準価格を下回る価格で応札していないこと。

本工事で営業所技術者等と監理技術者等を兼務する場合は、営業所技術者等の配置届出書を提出すること。

工事途中において、請負金額が 1 億円（建築一式工事の場合は 2 億円）以上となった場合や下請け次数が 3 を超える場合等、要件を満たさなくなった場合は、それ以降監理技術者等を工事毎に専任で配置しなければならない。